

日時：令和4年7月4日（月）
午後1時から2時30分まで
場所：産業貿易センター地下会議室

第48回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

1 開会

2 議事

運用改善に伴う横浜市福祉のまちづくり条例施行規則改正の意見公募について
【資料1】

3 報告

- (1) 福祉のまちづくり条例改正について 【資料2】
- (2) 令和3年度 横浜市社会福祉協議会 福祉啓発事業報告について 【資料3】
- (3) 令和3年度及び令和4年度 横浜市福祉のまちづくり推進事業について 【資料4】

4 その他

【資料提供】

バリアフリー基本構想について

第13期横浜市福祉のまちづくり推進会議委員名簿
 (任期:令和3年7月15日~令和5年7月14日)

敬称略

	区分	氏名	ふりがな	役職
会長	学識経験	大原 一興	おおはら かずおき	横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授
副会長	学識経験	中村 美安子	なかむら みやこ	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科 教授
	事業者	赤羽 重樹	あかばね しげき	一般社団法人 横浜市医師会 常任理事
	関係団体	阿部 紀慶	あべ のりよし	公益財団法人 横浜市老人クラブ連合会 副理事長
	関係行政	新井 滋文	あらい しげふみ	神奈川県警察本部 交通総務課長
	関係行政	飯野 正樹	いいの まさき	国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所 副所長
	関係団体	井汲 悦子	いくみ えつこ	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 副理事
	関係団体	池田 誠司	いけだ せいじ	横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
	市長が必要と認めるもの	石川 貴一	いしかわ きいち	市民公募
	関係団体	井上 良貞	いのうえ よしさだ	一般社団法人 横浜市聴覚障害者協会 理事長 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
	関係団体	岡田 江里子	おかだ えりこ	横浜市中心身障害児者を守る会連盟 幹事
	関係団体	小堤 健司	おづつみ けんじ	一般社団法人 神奈川県バス協会 常務理事
	事業者	金子 修司	かねこ しゅうじ	横浜商工会議所
	関係団体	小泉 暁美	こいずみ あけみ	NPO法人横浜市視覚障害者福祉協会 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
	事業者	五島 雄一郎	ごとう ゆういちろう	東急電鉄株式会社 社経営戦略部 総括課 課長
	事業者	下村 旭	しもむら あきら	一般社団法人 神奈川県建築士会
	関係団体	白石 幸男	しらいし ゆきお	横浜市脳性マヒ者協会 会長 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
	市長が必要と認めるもの	鈴木 やよい	すずき やよい	特定非営利活動法人 横浜市民アクト 理事
	市長が必要と認めるもの	田之畑 有美	たのはた ゆみ	一般社団法人ラシク045(NPO法人びーのびーの)
	事業者	八木 佐知子	やぎ さちこ	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 理事
	関係団体	山根 則子	やまね のりこ	横浜市オストミー協会 会長 (公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会)
	事業者	山本 秀裕	やまもと ひでゆき	東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社 総務部企画部長
	市長が必要と認めるもの	和久井 真糸	わくい まいと	市民公募

運用改善を目的とした『横浜市福祉のまちづくり条例施行規則』の一部改正について

1 概要

平成 24 年に横浜市福祉のまちづくり条例を改正してから一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなってきました。

運用課題の改善を目的として、平成 29 年の横浜市福祉のまちづくり推進会議以降、設計標準の改正に伴う施設整備マニュアルの改正や、バリアフリー法の改正に伴う規則の改正が必要となったため、その対応を順次行ってきました。

このたび、規則改正を要する運用課題の改善について、専門委員会での検討を経て、対応する事項がまとまりましたので意見公募を行います。

<福祉のまちづくり条例 検討経過及び今後のスケジュール>

	令和元年			令和2年度			令和3年度			令和4年度																	
	11月	2月	…	11月	12月	…	3月	…	10月	11月	…	3月	…	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月		
運用改善を目的 とした規則改正	★ 推進 会議	○ 専門 委員 会	…	○ 専門 委員 会	★ 推進 会議	…	○ 専門 委員 会	…	○ 専門 委員 会	★ 推進 会議	…	○ 専門 委員 会	…	○ 専門 委員 会	★ 推進 会議 (今回)	◎ 意見 公募								◎ 公布			◎ 施行

2 改正部分

別紙（次頁）

3 今後のスケジュール

令和 4 年 7 月 推進会議（今回）

運用改善に伴う規則の意見公募の審議

8 月 運用改善に伴う規則の意見公募

10 月 公布（予定）

令和 5 年 4 月 施行（予定）

運用改善に伴う横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の改正

R4.7.4

				規則改正		備考	専門委員会
				委任	自主		
2	敷地内通路	凹凸のない仕上げ	【明確化】	○	○	これまで指導していた内容	第1回
		段の手すりの端部	【明確化】	○	○	これまで指導していた内容	第1回
		手すりの形状	【明確化】	○	○	これまで指導していた内容	第2回
3	駐車場	機械式駐車場	【明確化】	○	○	これまで指導していた内容	第1回
5	廊下等	風営法入店禁止施設の子育て設備	【適正化】	○	○	不合理的解消	第1回
		凹凸のない仕上げ	【明確化】	○	○	これまで指導していた内容	第1回
6	階段	エレベーター設置による緩和	【強化】【明確化】		○		第2回
8	EV等	視覚障害者用設備	【強化】	○			第2回
		出入口の幅	【適正化】	○	○	不合理的解消	第2回
		エレベーター籠内の制御版	【明確化】	○	○		第5回
9	便所	便所の出入口幅	【適正化】	○	○	不合理的解消	第1回
		乳幼児用便所の適用除外	【適正化】		○	不合理的解消	第1回
		洗面台の手すり	【適正化】		○	所要の改正	第1回
		男子用便器のみの便房	【適正化】	○	○	不合理的解消	第1回
11	ホテル又は旅館の客室	車いす使用者用客室内の便所	【明確化】	○	○	これまで指導していた内容	第1回
12	客席・舞台	車いす使用者用客席までの経路	【明確化】		○	これまで曖昧だった内容	第3回
-	共同住宅	上記改正内容を反映		○	○		第3回
-	表示板	全面改正	【強化】【明確化】		○		第3回
別表備考	共同住宅	EV幅の緩和	【明確化】【強化】		○	これまで曖昧だった内容	第3回 第4回 第5回 第6回
別表備考	事務所・工場・学習塾等	EV幅・奥行の緩和	【強化】【明確化】		○	これまで曖昧だった内容	第3回

運用改善に伴う規則改正内容 抜粋

【明確化の具体例】

2 敷地内経路「凹凸のない仕上げ」

「表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる」という基準があるが、石畳は粗面であるため、否定できない。しかし、車いす使用者やつえ使用者等の通行には望ましい仕上げではない。

そこで移動等円滑化経路について、車いす使用者、つえ使用者等の通行の支障がない仕上げとすることを明確化し、車いす使用者、つえ使用者等が円滑に利用できる通路を確保できる基準とする。



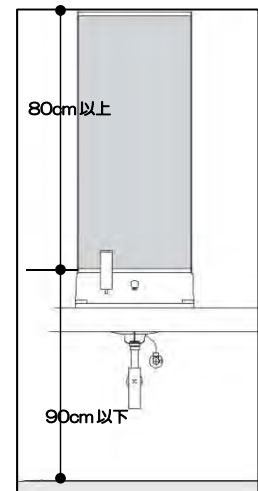
【適正化の具体例】

5 廊下等「風営法入店禁止施設の子育て設備」

風営法第22条で18歳未満の者の立入りが禁止されているぱちんこ屋(条例の区分では遊技場)に子育て設備の規定が適用され、風営法と条例で齟齬が生じているので、ぱちんこ屋等、他法令で乳幼児の立入りが禁止されている施設について、乳幼児設備の設置の対象外とし、他法令との整合を図る。

9 乳幼児用便所の鏡の寸法

洗面台の鏡の寸法は、誰もが利用しやすい様、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ長さ80センチメートル以上の設置(右図)としているが、保育所等にある乳幼児用便所は、洗面台の鏡の寸法の基準が乳幼児の体格に合っていない。従って、乳幼児用便所は、洗面台の鏡の寸法の規定を対象外とし、利用者特性に応じた設計ができるようにする。



【強化の具体例】

8 EV等「視覚障害者用設備」

エレベーターの視覚障害者のための設備(音声、点字等)について、移動等円滑化基準では新築する場合に限って適用している。このため、増築等でエレベーターを新しく設置する場合、整備できるにも関わらず基準が適用されない状況にあり、望ましくない。

そこで新築・増築等に関わらず、エレベーターを新しく設置する場合には、視覚障害者のための設備に関する基準が適用されるようにする。

運用改善を目的とした福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

平成 24 年に横浜市福祉のまちづくり条例（以下「条例」）が改正され、一定期間が経過し、運用面での課題が明らかとなりました。つきましては、運用の改善を目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則（以下「施行規則」）の一部改正を行います。

2 改正概要

別紙「新旧対照表」参照

3 スケジュール

公布予定日：令和 4 年 12 月（予定）

施行予定日：令和 5 年 4 月（予定）

4 意見公募要領

■意見公募期間

令和4年7月 22 日(金)から令和4年8月 31 日(水)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出願います。

なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の 8：45～17：15 をお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地 10 横浜市庁舎 25 階

横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ F A X 番号：045-550-3568

③ 電子メール Eメール：kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp

■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

■その他

①お寄せいただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。

②「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。

③お寄せいただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。

④ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、F A X 番号等の個人情報「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

横浜市福祉のまちづくり条例改正について

昨今、空き家等の既存建築物を改修し福祉施設へ転用するなど、既存建築ストックの活用ニーズが高まっていることから、既存建築物の用途変更に係る基準及び事業者からの提出書類（不適合対応書、合理的配慮同意書）について、推進会議及び専門委員会で検討してきました。

1 経過

令和2年12月23日	第46回推進会議 （小規模建築物基準のバリアフリー法令改正への対応）
令和3年3月9日	専門委員会 （条例改正の方向性説明（小規模福祉施設等）） 【専門委員会のご意見を受けた条例改正の方向性の修正】 ・小規模福祉施設等の義務基準の適用対象規模について、増築・用途変更等及び新築いずれも200㎡以上に引き上げる改正案を、 <u>増築・用途変更等の場合のみ引き上げ、新築の場合は良好なストック形成のため、引き続き規模にかかわらず義務基準の対象とすることに修正。</u>
6月～7月	横浜市事業所管課との意見交換
9月	関係団体への説明
10月25日	専門委員会 条例改正（素案）審議
11月24日	第47回推進会議 条例改正（素案）説明（小規模福祉施設等）
令和4年3月30日	専門委員会 専門委員会でのご意見に対する検討状況報告
6月3日	専門委員会 <u>条例改正（素案）の見直し（※1）、事業者からの『不適合対応書』及び『合理的配慮同意書』の提出について審議</u>
7月3日	第48回推進会議 本日

推進会議：福祉のまちづくり推進会議

専門委員会：福祉のまちづくり推進会議専門委員会

（※1） 条例改正（素案）の見直し

専門委員会等でのご意見を検討した結果、条例改正（素案）「基準見直し（2）小規模な建築物の利用居室から車いす使用者用トイレまでの移動等円滑化経路について（新築、増築、用途変更）」は、今回の条例改正から見送ります。

（令和3年度第1回専門委員会資料条例改正パブリックコメント案 抜粋）

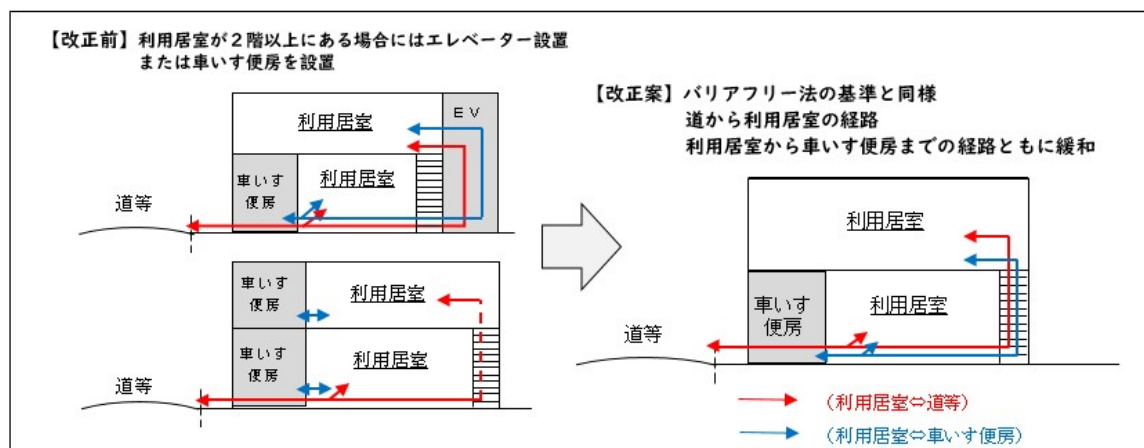
③ 基準見直し(2) 小規模な建築物の利用居室から車いす使用者用トイレまでの移動等円滑化経路について (新築、増築、用途変更)

課題

2階建て等の比較的規模が小さい建築物で利用居室が2階にある場合、スペースが限られているなかで、エレベーターの設置や各階に車いす使用者用トイレを設置することが困難な場合があります。

改正案

新築、増築、用途変更に係る部分の床面積が500㎡未満の小規模な建築物については、バリアフリー法の基準と同様に、建築物の利用状況等によりやむを得ない場合に限り、図3【改正後】のような計画を可能とします。なお、引き続き事前協議を活用し、エレベーターの設置など必要なバリアフリー化について施設ごとにきめ細かな対応を行います。



見送り

2 令和4年度第1回 横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会が出された主な意見

【合理的配慮の手続きについて】

- ・利用者が円滑に使えるのがゴールである。今回の改正では、ハードを緩和するのであれば、それを担保する仕組みの制度創設をセットでしなければ、クオリティが担保されない。
- ・今回の基準改正にあたっては、ハード基準に不適合の場合の対応に係る『不適合対応書』の提出に加えて、『合理的配慮同意書』を事業者から求める制度の創設は、障害者差別解消法改正の追い風を受けて、横浜市は先取りして義務として取り入れていくところに発展させていくべきである。

【計画段階での障害者の視察について】

- ・車椅子利用者が、できた施設を使えないところがあるので、工事をしている現場を見せってもらう機会が欲しい。

【補助制度の創設について】

- ・障害者の高齢化や、障害児の認定対象の広がりなどがあり、施設利用者の対象が読めない状況であることから、少しでも整備負担をカバーできるような助成制度が必要である。

3 今後の対応

- ・専門委員会でご指摘いただいた合理的配慮の同意手続きの義務化に関する条例改正については、健康福祉局が所管する部分になりますので、健康福祉局と連携し検討を進めますが、条例の構成等に影響することも考えられることから、スケジュールが見通せない状況です。
- ・引き続き、専門委員会にお諮りしながら検討を進め、条例改正案を整理し、推進会議にお諮りします。

横浜市福祉のまちづくり推進会議
 令和 4 年 7 月 4 日 (月)
 横浜市社会福祉協議会 市民活動支援課

令和 3 年度 横浜市社会福祉協議会福祉啓発事業報告

1 福祉教育（啓発）の実施

(1) 子どもを対象とした福祉教育の基盤整備

児童・生徒を対象とした福祉教育に対して、地域住民や地域のボランティアグループ等が参画できるようコーディネートを行い、授業や校外での体験学習を通して子ども達と地域とのつながりづくりを推進しました。

また、学校で福祉教育の基盤を整備するため、区社協や市教育委員会と連携し、「やってみよう！福祉教育～実践のための様式&モデルプログラム集～」を改訂しました。

○18 区社協による市内の小中高校(公私問わず)での福祉講座
 令和 2 年度：127 件(延べ参加者 16,541 名)
 ※市社協から区社協に事業費の一部を補助しています。



(2) 障害当事者との出会いの場の創出

スポーツや芸術活動等を通じて、障害当事者との出会いを創出し、共通体験から地域や社会全体の福祉への関心を高め、地域共生社会を実現していく福祉教育を実施するため、「スポーツ・芸術活動を通じた交流プログラム」事業を新たに企画しました。令和 3 年度は障害者スポーツ文化センター「横浜ラポール」を通じて、プログラムを提供してくれる団体を募集し、令和 4 年度の実施につなげました。

2 企業向け福祉啓発の実施

企業からの要望を踏まえ、横浜市総合リハビリテーションセンターに協力をいただき、スタッフ向け研修の実施をコーディネートしました。

企業名	泉陽興業株式会社 (ヨコハマ エア キャビン)
内容	障害理解の講義、介助の実技
開催日数/参加者数	2 日間/延べ約 40 人



本会広報誌「福祉よこはま」199 号
 (令和 3 年 6 月 15 日発行)
 ボラセン情報ページに掲載 →

令和3年度 福祉のまちづくり推進事業について（報告）

1 福祉のまちづくり推進事業

(1) 横浜市福祉のまちづくり推進会議等の開催

- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議の開催（1回）
- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会の開催（2回）
～ 小規模建築物における施設整備基準の検討
- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議小委員会の開催（1回）
～ 令和3年3月に策定した「横浜市福祉のまちづくり推進指針（令和3年度～令和7年度）（通称：ふくまちガイド 令和3年度～7年度）」（以下「推進指針」といいます。）の周知、浸透に向けて意見をお聞きしました。）

(2) 条例対象施設についての事前協議・相談等（通年）

横浜市福祉のまちづくり条例の対象となる施設を新設又は改修する際に、安全かつ円滑に利用できるようにするため、事前協議等を実施。

（参考）令和3年度協議終了件数 554件

(3) 福祉のまちづくり普及啓発

ア 福祉のまちづくり推進指針の浸透に向けた取組

(ア) 推進指針PR動画の作成

ふくまちの「くま」たちが『ふくまちガイド』の概要を紹介した3分間の動画を作成しました。（本市Youtubeチャンネル「CityOfYokohama」にて公開しています。）

【URL】

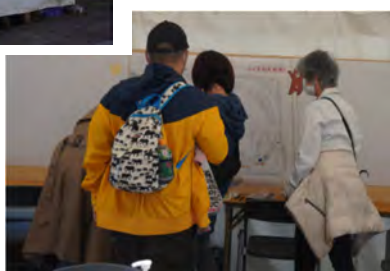
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fuku-machi/jorei/fukushi-machidukuri/shishinr3.html>

(イ) ホッチポッチミュージックフェスティバルへの出展

年齢、性別、国籍、障害の有無などに関係なく、みんながごちゃまぜに参加する音楽祭である「ホッチポッチミュージックフェスティバル」にブースを出展しました。

- ・開催日：令和3年10月24日（日）（会場：横浜公園）
- ・出展テーマ：「ふくまち大発見！」

参加者には会場となった横浜公園で見つけた「ふくまち」を写真に撮ってきてもらい、みんなで「ふくまちマップ」を作成しました。



イ 新採用職員研修の実施（総務局主催）

横浜市職員として市民と接する上で必要な「福祉の視点」を養うことを目的に実施。

- ① 日 時：令和3年4月1日（木）
- ② テーマ：「インクルーシブなまちづくり」
- ③ 講 師：和久井 真糸 氏（福祉のまちづくり推進会議委員）
萩原 昌子 （横浜市健康福祉局障害施策推進課）
- ④ 受講者：新卒・社会人・技能職員採用 約 780 人

ウ 「福祉のまちづくり研修」の実施

横浜市職員及び市内の建築関係者を対象に、福祉のまちづくり条例、同条例施行規則における基本理念の学習とともに、セミナー、車いす体験や白杖を用いたフィールドワークを通して、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的に実施しました。

【開催概要】

- ① 日 時 1日目：令和3年10月18日（月） 9時00分～17時15分
2日目：令和3年11月2日（火） 9時00分～17時15分
- ② 会 場 横浜市役所1階 横浜市市民協働推進センター スペースA・B
- ③ 受講者 合計39名（1日目：20、2日目：19名）
※ 受講者内訳 本市職員…24名
（うち事務3名、建築6名、土木10名、造園3名、機械2名）
鉄道事業者…9名、その他（市内の建築関係者）…6名
- ④ 内 容
 - ・TOTO(株)によるトイレセミナー
 - ・障害当事者講話（発達障害、視覚障害）
 - ・車いす体験、白杖を用いたフィールドワーク
 - ・整備事例検討グループワーク

（写真）当日の様子



エ 市庁舎におけるエスカレーターの適正利用の周知

全国の鉄道事業者 51 社局、4 団体や空港施設、商業施設、自治体と共同でエスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーンに参加し、市庁舎内での適正利用の呼びかけを行いました。



2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

車いす使用者、高齢者、障害者やベビーカー利用者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所をもつ民営バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助しています。

・令和3年度補助台数：2台

(参考：市内バス事業者のバス保有台数とノンステップバス導入率)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
保有台数 (台)	1,513	1,584	1,578	1,572
導入率 (%)	74.5%	77.6%	79.2%	79.8%

3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎において鉄道事業者がエレベーターを設置する際に、経費の一部を補助しています。

・令和3年度は新規の補助は行っていません。

(参考)

○ 横浜市内全駅における段差解消駅

	市内全駅 (158 駅)	
	段差解消駅数	進捗率
23 年度末～3 年度末	152 駅	96.2%

9	福祉のまちづくり推進事業等		事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的にとらえ、福祉のまちづくりを推進します。 また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。
本年度	5億393万円		1 福祉のまちづくり推進事業 1,040万円 (1,164万円) 福祉のまちづくり推進指針を普及啓発するため、 動画等を活用した広報を行います。 また、3年度に引き続き条例の基準及び施設整備マニュアルを見直します。 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 (3) 推進指針の広報等 (4) 福祉のまちづくり普及啓発 (5) 条例対象施設についての事前協議・相談等 2 ノンステップバス導入促進補助事業 1,711万円 (2,592万円) 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。(31台)
前年度	3億4,492万円		
差引	1億5,901万円		
本年度の財源内訳	国	1,283万円	
	県	—	
	その他	426万円	
	市費	4億8,684万円	
3 福祉有償運送事業 421万円 (420万円) 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。			
4 再犯防止推進計画推進事業 148万円 (153万円) 「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性—横浜市再犯防止推進計画—」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。			
5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 993万円 (908万円) (1) 市民の福祉保健を担う社会福祉職・保健師の専門性を向上させるため、職員から責任職までの一貫した育成体系に基づき、キャリア形成支援を行います。 (2) 次代の地域福祉保健人材の育成のため、社会福祉士・保健師等の資格取得を目的とした学生実習を各区福祉保健センターで受け入れます。 (3) 市民の福祉保健の向上に資する支援体制を維持していくため、採用が困難となっている社会福祉職・保健師の人材確保に取り組みます。			
6 福祉保健システム運用事業 4億6,080万円 (2億9,255万円) 高齢・障害・児童福祉等のサービス提供に使用する福祉保健システムの運用保守等を行います。また、情報システム標準化、法・制度改正対応等の改修を行います。			

令和4年4月28日
道路局企画課
磯子区区政推進課

～磯子区バリアフリー基本構想を作成しました～

根岸駅周辺地区、磯子駅・屏風浦駅周辺地区、杉田駅・新杉田駅周辺地区の バリアフリー化を進めます！

横浜市では、バリアフリー法に基づき、駅周辺でバリアフリー基本構想の作成を進めています。

このたび、磯子区において、平成25年度に作成した杉田駅・新杉田駅周辺地区の見直しと、新たに根岸駅周辺地区、磯子駅・屏風浦駅周辺地区をあわせた磯子区バリアフリー基本構想を作成しました。

作成に当たっては、地域の皆さまや福祉関係団体、学識経験者、事業者、行政関係者などから構成される「区部会」を設置し、「まちあるき点検・ワークショップ」や「バリアフリーに関する意見募集」の実施など、令和元年9月から約2年半、地域の皆さまの声を反映しながら検討を重ね、基本構想の作成に取り組みました。

区部会での意見交換の様子



112名が参加したまちあるき点検



ワークショップによる課題整理



～バリアフリー基本構想とは～

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、生活関連施設、生活関連経路、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業）の内容等を定めるものです。

◎生活関連施設・生活関連経路とは

生活関連施設は高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のことで、生活関連経路はその施設間を結ぶ経路のことです。

■ 事業実施に向けた今後の流れ

今後は、公共交通事業者、神奈川県公安委員会、建築物の管理者、横浜市など、各事業者がバリアフリー基本構想に基づいてバリアフリー化のための事業計画を作成し、令和9年度(2027年度)までを目標に事業を進めます。

■ 基本構想の公表

道路局企画課と磯子区役所区政推進課広報相談係で閲覧できます。各区役所及び図書館、市民情報センターにも配架する予定です。また、横浜市のホームページでもご覧になれます。

磯子区バリアフリー基本構想



お問合せ先

道路局企画課交通計画担当課長 藤江 千瑞 Tel 045-671-2755

磯子区区政推進課長 金川 守 Tel 045-750-2330

基本構想に位置付けた主な事業 ＜根岸駅周辺地区＞



【丸山二丁目交差点】
◆視覚障害者付加装置※の設置検討



【根岸駅前交差点～八幡橋交差点間】
●歩道の平坦性改善の検討



【磯子警察署】
●排水溝の蓋の交換

重点整備地区



生活関連施設

- 旅客施設
- 駅前広場・バスターミナル
- 官公庁等行政施設
- 文化施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設
- 郵便局
- 銀行・信用金庫・農協
- 保育園・小学校
- 公園
- その他施設
- 複合施設

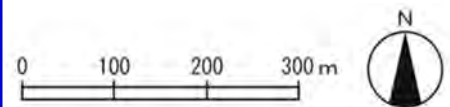
生活関連経路

- 地上
- 立体横断施設

○ 経路番号

■ 交差点名

- ：令和9年度（2027年度）までを目標に実施する事業
- ◆：今後機会を捉えて検討する事業



※視覚障害者付加装置：歩行者用信号の青時間帯に音を出して横断歩行者に知らせるもの

横浜市地形図複製承認番号
令4建都計第9001号

基本構想に位置付けた主な事業 ＜磯子駅・屏風浦駅周辺地区＞



【京急屏風浦駅】
●照明の調整

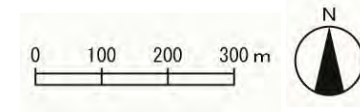


【磯子駅前公衆トイレ】
◆バリアフリートイレの設置検討



【屏風ヶ浦駅前交差点】
●視覚障害者誘導用ブロックの設置検討

- 重点整備地区**
区域
- 生活関連施設**
- 旅客施設
 - 駅前広場・バスターミナル
 - 官公庁等行政施設
 - 文化施設
 - 福祉施設
 - 医療施設
 - 商業施設
 - 郵便局
 - 銀行・信用金庫・農協
 - 保育園・小学校
 - 公園
 - その他施設
 - 複合施設
- 生活関連経路**
- 地上
 - 立体横断施設
- 経路番号
 交差点名



横浜市地形図複製承認番号
令4建都計第9001号

基本構想に位置付けた主な事業
 <杉田駅・新杉田駅周辺地区>

見直し地区

別紙3



【杉田交番前交差点～
 新杉田公園前交差点間】
 ●舗装の改修



【金沢シーサイドライン新杉田駅】
 ●階段の点字と手すりの改善



【聖天橋交差点】
 ◆エスコートゾーン※の設置検討



整備例



主な見直し点
 ○生活関連施設の追加
 中央労働金庫杉田支店、横浜杉田西郵便局、
 オーケー新杉田店、横浜南部就労支援センター
 ○生活関連経路の追加
 経路①（延伸）、経路③、経路⑫

重点整備地区



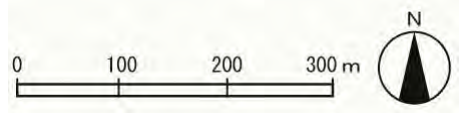
生活関連施設

- 旅客施設
- 駅前広場・バスターミナル
- 官公庁等行政施設
- 文化施設
- 福祉施設
- 医療施設
- 商業施設
- 郵便局
- 銀行・信用金庫・農協
- 保育園・小学校
- 公園
- その他施設
- 複合施設

生活関連経路

- 地上
- 立体横断施設
- 経路番号
- 複子駅前 交差点名

- ：令和9年度（2027年度）までを目標に実施する事業
- ◆：今後機会を捉えて検討する事業



横浜市地形図複製承認番号
 令4建都計第9001号

※エスコートゾーン：視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置される突起体の列

令和4年5月31日
道路局企画課
神奈川区区政推進課
保土ヶ谷区区政推進課

～羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想を作成しました～

横浜市では、バリアフリー法に基づき、駅周辺でバリアフリー基本構想の作成を進めています。

このたび、**バリアフリー法第27条の「基本構想の作成等提案制度^{*}」**を利用した**住民提案をきっかけに、羽沢横浜国大駅周辺地区バリアフリー基本構想を作成**しました。

作成に当たっては、地域の皆さまや福祉関係団体、学識経験者、事業者、行政関係者などから構成される「**地区部会**」を設置し、「**まちあるき点検・ワークショップ**」や「**バリアフリーに関する情報募集**」の実施など、**令和2年1月から約2年**、地域の皆さまの声を反映しながら検討を重ね、基本構想の作成に取り組みました。

※ 基本構想の作成等提案制度：

バリアフリー基本構想の素案を作成し、市町村に対して提出することで、基本構想の新規作成や既存の基本構想の変更を提案することができる制度

地区部会での意見交換の様子



47名が参加したまちあるき点検



ワークショップによる課題整理



～バリアフリー基本構想とは～

旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）において、公共交通機関、道路、建築物、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、重点整備地区の範囲、生活関連施設、生活関連経路^{*}、バリアフリー化のために実施すべき事業（特定事業）の内容等を定めるものです。

※生活関連施設、生活関連経路とは

生活関連施設は高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設のことで、**生活関連経路**はその施設間を結ぶ経路のことで、

■ 事業実施に向けた今後の流れ

今後は、公共交通事業者、神奈川県公安委員会、建築物の管理者、横浜市など、**各事業者がバリアフリー基本構想に基づいてバリアフリー化のための事業計画を作成し、令和9年度(2027年度)までを目標**に事業を進めます。

■ 基本構想の公表

道路局企画課、神奈川区区政推進課広報相談係及び保土ヶ谷区区政推進課広報相談係で閲覧できます。各区役所および図書館、市民情報センターにも配架する予定です。また、横浜市のホームページでもご覧になれます。

羽沢横浜国大駅 バリアフリー基本構想



お問合せ先

道路局企画課交通計画担当課長	藤江 千瑞	Tel 045-671-2755
神奈川区区政推進課長	佐藤 千香	Tel 045-411-7020
保土ヶ谷区区政推進課長	石川 巖道	Tel 045-334-6220

基本構想に位置付けた主な事業



- 重点整備地区**
- 区域
- 生活関連施設**
- 旅客施設
 - 教育・文化施設
 - 保育施設
 - 福祉施設
 - 医療施設
 - 商業施設
 - 金融施設
 - その他施設
- 生活関連経路**
- 生活関連経路 経路番号
 - 横浜国立大学内経路 大学内経路番号
- 行政区境
行政区名
横浜国立大学区域
交差点名

【横浜国立大学附属図書館 中央図書館】
◇階段とスロープに手すりの設置
◇視覚障害者誘導用ブロックの敷設

【クレイトS・D 保土ヶ谷東川島町店】
●視覚障害者誘導用ブロック付近に駐輪しないよう看板を設置

【JCHO 横浜保土ヶ谷中央病院】
●施設出入口のスロープの改修

凡例
●令和9年度（2027年度）までを目標に実施
◇今後機会を捉えて検討

【高山橋交差点】
●視覚障害者誘導用ブロックの配置

羽沢横浜国大駅周辺地区
横浜市地形図複製承認番号 令4建都計第9001号
0 100 500m